

委員会提出議案第 9 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 1 月 22 日提出

南相馬市議会議長 鈴木 昌一 様

提出者 議会運営委員会副委員長
岡崎 義典

提案理由

委員会が所管する事務に関し、委員会が開催する当該事務に関する個人又は法人その他の団体との意見交換会に関する規定を設けるため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 1 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(意見交換会)</u></p> <p><u>第30条 委員会は、委員会が所管する事務</u> <u>に関し、調査の必要があると認めるときは、</u> <u>当該事務に關係する個人又は法人その他の</u> <u>団体（以下「市民等」という。）との意見</u> <u>交換会を開くことができる。</u></p> <p><u>2 委員会が意見交換会を開こうとするとき</u> <u>は、議長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、前項の承認をしたときは、市民</u> <u>等にその日時、場所及び意見を聴こうとす</u> <u>る案件その他必要な事項を通知する。</u></p> <p><u>4 意見交換会に参加する市民等について</u> <u>は、第26条の規定を準用する。</u></p> <p><u>5 意見交換会の運営その他必要な事項は、</u> <u>議長が別に定める。</u></p> <p>（記録）</p>	
<p><u>第31条 【略】</u></p> <p>（会議規則への委任）</p> <p><u>第32条 【略】</u></p>	<p>（記録）</p> <p><u>第30条 【略】</u></p> <p>（会議規則への委任）</p> <p><u>第31条 【略】</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。